

長崎市規則第 99 号

長崎市会計規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 7 月 31 日

長崎市長 鈴木史朗

長崎市会計規則等の一部を改正する規則

(長崎市会計規則及び長崎市職員被服貸与規則の一部改正)

第 1 条 次に掲げる規則の規定中「北部学校給食センター」の次に「、中部学校給食センター及び南部学校給食センター」を加える。

- (1) 長崎市会計規則（昭和 39 年長崎市規則第 21 号）第 131 条
- (2) 長崎市職員被服貸与規則（昭和 39 年長崎市規則第 76 号）別表教育委員会北部学校給食センターの所長の項

(一般職の職員の給料の調整に関する規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第 2 条 次に掲げる規則の規定中「及び北部学校給食センター」を「、北部学校給食センター、中部学校給食センター及び南部学校給食センター」に改める。

- (1) 一般職の職員の給料の調整に関する規則（平成 14 年長崎市規則第 73 号）別表第 2
- (2) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 26 年長崎市規則第 69 号）別表第 1 第 1 項の表 4 級の項及び 6 級の項

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。